

規約作成例と留意事項

規約の例を示すと次のとおりです。ただし、これは一般的な例を示したものに過ぎないので、各地縁団体で規約作成に当たっては、規約例を参考としながら留意点に記載されている事項を遵守し、各地縁団体の実情に合った定めをすることが必要です。

なお、規約には次に掲げる事項が定められていなければなりません。（地方自治法260条の2第3項）

【目的・名称・区域・主たる事務所の所在地・構成員の資格に関する事項・代表者に関する事項・会議に関する事項・資産に関する事項】

また、令和4年8月20日及び令和5年4月1日付の地方自治法一部改正に伴って、加筆した箇所には下線を引いています。

規約例	留意事項
<p>〇〇町会（自治会）規約（会則）</p> <p>第1章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 本会は、次に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。</p> <p>（1）回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡</p> <p>（2）美化・清掃等区域内の環境の整備</p> <p>（3）集会施設の維持管理</p> <p>（4）〇〇〇〇</p> <p>（5）〇〇〇〇</p> <p>（名称）</p> <p>第2条 本会は、〇〇〇会と称する。</p>	<p>①「規約」でなくても「会則」、「規則」等でも差し支えありません。</p> <p>①「良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うこと」が目的である旨の記載が必要です。</p> <p>②スポーツや芸術などの特定の活動のみを目的とするような記載は認められません。</p> <p>③この目的の範囲内において団体は権利義務を有することとなるので、活動内容をできるだけ具体的に記載してください。</p> <p>①地方自治法上では名称についての制限はありません。したがって、「〇自治会」「〇町会」といった名称でよいと解されます。ただし、他の法令等で名称の使用制限がある場合は、これに従ってください。</p> <p>（例）商工会でないものが「商工会」という名称を用いることはできません。</p>

<p>(区域)</p> <p>第3条 本会の区域は、和泉市〇〇町△番△号から×番×号までの区域とする。</p> <p>(主たる事務所)</p> <p>第4条 本会の主たる事務所は、大阪府和泉市〇〇町△番×号に置く。</p>	<p>①団体の区域は住民にとって客観的に明らかなものとして定められる必要がありますので、町又は字及び地番又は住居表示により表示されることが最も望ましいものですが、河川や道路等による区域の表示も他の住民にとって当該団体の区域が客観的に一義的なものとして認識できるものであれば可能です。</p> <p>①「主たる事務所」とは、団体について1を限りとして設けられた事務所のことで、その所在地が当該団体の住所となります。</p> <p>②主たる事務所の所在地については、別段制限がありませんが、代表者の住所又は集会施設の所在地とするのが一般的です。</p> <p>③具体的な地番で定めることその他「本会の主たる事務所は、代表者の自宅に置く。」という規定も可能です。</p>
<p style="text-align: center;">第2章 会員</p> <p>(会員)</p> <p>第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。</p> <p>(会費)</p> <p>第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。</p>	<p>①区域に住所を有する者は、誰でも会員になりうることを定めるものであり、年齢、性別、国籍等による制限はできません。</p> <p>②区域外の者は、会員になれません。</p> <p>③団体は、自然人たる個人を基盤とするものですから世帯を会員とすることはできません。</p> <p>④区域に住所を有する法人、組合等は会員とはなれませんが、賛助会員とすることは可能です。この場合は第2項として「本会の活動を賛助する法人及び団体は賛助会員となることができる。」と規定するのが適当です。ただし、賛助会員は表決権等の団体の意思決定には関与できません。</p> <p>①会費は会員にとっても団体にとっても重要な事項ですので、規約に金額を定めるか、総会において決するものと規約で定める必要があります。ただし、規約で金額を決めた場合、その変更の都度、規約変更の手続きが必要となります。</p>

<p>(入会)</p> <p>第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、〇〇に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。</p> <p>2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。</p> <p>(退会等)</p> <p>第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には退会したものとす。</p> <p>(1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合</p> <p>(2) 本人から〇〇に定める退会届が会長に提出された場合</p> <p>2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。</p> <p style="text-align: center;">第3章 役員</p> <p>(役員の種類)</p> <p>第9条 本会に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1人</p> <p>(2) 副会長 〇人</p> <p>(3) その他の役員 〇人</p> <p>(4) 監事 〇人</p> <p>(役員を選任)</p> <p>第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。</p> <p>2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。</p>	<p>で、第36条に規定する総会の議決が必要となります。</p> <p>②賛助会員を予定している場合は、第2項として「賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。」と規定することが適当です。</p> <p>①この規定は、新規に入会を希望する者の入会手続きを定めたものです。書式は入会しようとする者の意思が明確に確認できるものである必要があります。</p> <p>①第5条の趣旨から、不合理な入会制限は許されません。</p> <p>①本人の退会の意思が確認できるものである必要があります。</p> <p>②本人の退会の意思にいかなる制約も加えることはできません。</p> <p>③長期の会費滞納等の義務違反に対して会員の資格停止等の資格を制限する規定は、厳格な要件を定め慎重な手続きの下に行うような扱いとすることが必要と考えられます。</p> <p>①必ず会長を1人置く必要があります。</p> <p>②第11条第2項の関連で、副会長を置く必要があります。</p> <p>③その他の役員は、「会計」「書記」等具体的な名称で定めても差し支えありません。</p> <p>④監事は1人又は複数人置くことが適当です。</p> <p>①監事が会長、副会長及びその他の役員と兼職することは、会務の執行を監査する役職上避ける必要があります。</p>
---	--

(役員職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。

(2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。

(3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

(役員任期等)

第12条 役員任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

4 役員が次の事項に該当するに至ったときは、総会の議決を経て解任することができる。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他の役員としてふさわしくない行為があったとき。

①法律上団体の代表権は代表者(会長)1人に帰属しますので、会長が事故等により代表権を行使できなくなったときに備えて副会長が会長の職務を代行する旨を規定しておくことが望ましいです。

②「会計」「書記」等の設置を具体的に定める場合は、「会計は、本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。」「書記は、会務を記録する。」等職務を明らかにしておくことが適当です。

①法律上特に任期の定めはありませんが、著しく短期間では業務執行の一貫性確保に問題がありますし、あまりにも長期の期間は種々の弊害が生じますので、短くても1年、長くても4年程度にするのが適当です。

②役員解任の手続きを定める場合は、選任の手続きと同様の定めをすることが必要です。

第4章 総会

(総会の種別)

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後〇か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 総会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(3) 第11条第3項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

①総会は、団体の運営に関する事項のうち、規約により役員会に委任したものを除き全ての事項について議決できます。なお、規約の改正等法律により総会の専権事項とされているものについては、規約をもってしても他に委任できません。

①総会で議決すべきものの例示は、次のとおりです。

ア 事業計画の決定

イ 事業報告の承認

ウ 予算の決定

エ 決算の承認

①総会は、地方自治法 260 条の 13 の規定により、少なくとも毎年 1 回は開催しなければなりません。

②地方自治法 260 条の 4 の規定により、毎事業年度の終了の時に財産目録を作成する必要があります。

また、事業報告及び決算を作成し、その承認を行うために通常総会を事業年度終了後 3 か月以内に開催する必要があります。

③年度当初から総会開催までの間は予算が成立していなくて支出行為ができないので、第 33 条第 2 項のように規定しておくことが適当です。

① 5 分の 1 の数は、規約によって増減することは可能ですが、会員の総会招集を求める権利を奪うこととならないよう留意する必要があります。

<p><u>3 総会において決議をすべき場合において、 会員全員の承諾があるときは、書面又は電磁 的方法による決議をすることができる。</u></p> <p><u>4 前項の場合において、その決議は総会の決 議と同一の効力を有する。</u></p> <p>(総会の招集)</p> <p>第 17 条 総会は、会長が招集する。</p> <p>2 会長は、前条第 2 項第 2 号及び第 3 号の規 定による請求があったときは、その請求のあ った日から〇日以内に臨時総会を招集しなけ ればならない。</p> <p>3 総会を招集するときは、会議の目的たる事 項及びその内容並びに日時及び場所を示し て、開会の日の〇日前までに文書をもって通 知しなければならない。</p> <p>(総会の議長)</p> <p>第 18 条 総会の議長は、その総会において、出 席した会員の中から選出する。</p> <p>(総会の定足数)</p> <p>第 19 条 総会は、総会員の 2 分の 1 以上の出席 がなければ、開会することができない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の事項を議決 する総会を除き、出席した会員数の計算は会 員 1 人につき、その会員が所属する世帯員数 分の 1 とし、その総数の 2 分の 1 以上の出席</p>	<p><u>②会員全員の承諾があった場合の書面又は電磁 的方法による決議は、総会の規定を準用します。 また、賛否が分かれた場合は、書面又は電磁的方 法による決議はできず、総会開催の省略もでき ません。</u></p> <p>①総会を招集するには、地方自治法第 260 条の 15 の規定により、少なくとも 5 日前までに会員 に会議の目的である事項を示して通知しなけれ ばなりません。</p> <p>①総会の議長は、必ず会員の中から選出する必 要があります。</p> <p>②会長は、会員の中から選任されているので、 「総会の議長は、会長がこれに当たる。」と規定 しても差し支えありません。</p> <p>①総会の定足数については、地方自治法におい て特に定められていませんが、このように規定 しておくことが適切と考えられます。</p> <p>②定足数には、第 22 条の書面表決を行った会員 及び委任により代理行使した会員数を含みま す。</p>
--	--

<p>で開会することができる。</p> <p>(1) 第31条に掲げる資産の処分 (2) 第36条に掲げる規約の変更 (3) 第37条に掲げる会の解散 (4) <u>第39条</u>に掲げる残余財産の処分</p> <p>(総会の議決)</p> <p>第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p><u>2 総会において決議すべきものとされた事項について会員全員の書面又は電磁的方法による合意があったときは、書面又は電磁的方法による決議があったものとみなす。</u></p> <p><u>3 前項の場合において、その決議は総会の決議と同一の効力を有する。</u></p> <p>(会員の表決権)</p> <p>第21条 会員は、総会において、各々1箇の表決権を有する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、次の事項を除いては、会員の所属する世帯の会員数分の1とする。(1世帯1表決権とする。)</p> <p>(1) 第31条に掲げる資産の処分 (2) 第36条に掲げる規約の変更 (3) 第37条に掲げる会の解散 (4) <u>第39条</u>に掲げる残余財産の処分</p>	<p>①「この規約に定めるもののほか」とは、特定の事項について「出席会員の3分の2(4分の3)以上の賛成を要する」旨の規定を置くことも可能です。</p> <p>②「可否同数のときは、議長の決するところによる。」とは、議長は、議決権の行使を一旦留保するが、可否同数のときは議長の決するところによるという意味です。</p> <p><u>③賛否が分かれた場合は、書面又は電磁的方法による決議はできず、総会開催の省略もできません。</u></p> <p>①表決権は、会員1人1票を原則とします。</p> <p>②未成年の表決権にあたっては、民法第5条の規定により法定代理人の同意を要することになります。</p> <p>したがって、親権者の同意又は代理により行使することとなります。</p> <p>①この規定は、前項の1人1票の原則の例外として、世帯全体で1票とするものです。</p> <p>②この規定により、世帯単位で表決権を行使する場合でも、各個人の表決権を奪うことはできませんので、世帯の代表者1人に個人の表決権を委任することにより世帯の表決権を行使することとなります。</p> <p>③どの事項がこれに該当するかについては、世帯単位で活動し、意思決定を行うことが沿革的</p>
---	---

<p>(総会の書面表決等)</p> <p>第 22 条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。</p> <p>2 前項の場合における第 19 条及び第 20 条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。</p> <p>(総会の議事録)</p> <p>第 23 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1) 日時及び場所</p> <p>(2) 会員の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む。)ただし、第 19 条第 2 項により開会された場合は、これに基づく総数及び出席者数</p> <p>(3) 開催目的、審議事項及び議決事項</p> <p>(4) 議事の経過の概要及びその結果</p> <p>(5) 議事録署名人の選任に関する事項</p> <p>2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印をしなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 役員会</p> <p>(役員会の構成)</p> <p>第 24 条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。</p>	<p>にも実態的にも地域社会において是認され、そのことが合理的であると認められる事項に限られるものでなければなりません。</p> <p>したがって、資産の処分、規約変更、財産処分、解散の議決はこれには該当しません。</p> <p>①総会における表決権の行使は、会員自らが出席して行使するのが原則ですが、会員数がきわめて多数の場合にこの原則を徹底すると事実上総会の開催が困難となるので、この規定を置くことが適当です。</p> <p>②電磁的方法をもって表決を行うためには、左の規約例のように規約に規定するか、総会の議決が必要になります。</p> <p>①会議が有効に成立し、有効に議決されたことを証明するために議事録を作成することが必要です。</p> <p>②議事録は、認可申請、告示事項変更届、規約変更認可申請等に必要となります。</p> <p>①団体の最高意思決定機関は総会ですが、総会を度々招集することは実際には極めて困難であることから、役員会において実務上の執行に関する事項等を決定することが会の運営上適当と考えられます。</p> <p>②監事は、会務の執行を監査する職務上、会務の執行方針を決定する役員会に参画しないことが適当です。</p>
---	--

(役員会の権能)

第 25 条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第 26 条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 会長は、役員のお分の 1 以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも○日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第 27 条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第 28 条 役員会には、第 19 条第 1 項、第 20 条、第 22 条及び第 23 条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第 6 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 29 条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実

①団体の最高意思決定機関は総会ですが、事実上の執行に関する事項は役員会で決定することが適当です。

①「財産目録」は地方自治法第 260 条の 4 に基づき設立時及び毎年事業年度終了の時に作成することとなっています。

<p>(5) その他の収入</p> <p>(資産の管理) 第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。</p> <p>(資産の処分) 第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において○分の△以上の議決を要する。</p> <p>(経費の支弁) 第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。</p> <p>(事業計画及び予算) 第33条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。 2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。</p> <p>(事業報告及び決算) 第34条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後○か月以内に総会の承認を受けなければならない。</p> <p>(会計年度) 第35条 本会の会計年度は、毎年○月○日に始まり、△月△日に終わる。</p>	<p>①資産の管理、運用等は役員会の定めるところにより会長が執行することが適当です。</p> <p>①団体の活動上重要な固定資産の処分等については、総会の特別の議決（4分の3以上の議決）により行うことが適当と考えられます。</p> <p>①日常の出納事務は、会計を設けた場合は、会計が担当します。</p> <p>①通常総会を年度終了後3か月以内に1回しか開催しないと定めた場合は、総会開催前に予算が成立していないので、第2項のように定めておくことが実務上適当です。</p> <p>①会計年度の定め方は特に制限はありません。一般的には、4月1日から翌年3月31日までとか、1月1日からその年の12月31日までとする例が多いと思われます。</p>
---	---

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第36条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、和泉市長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第37条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(合併)

第38条 本会は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、和泉市長の認可を受けなければ合併することはできない。

(残余財産の処分)

第39条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の〇分の△以上の議決を得て、本会与類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

①規約の変更は、地方自治法第260条の3第1項の規定により総会の専権事項となっています。したがって役員会等の規定により変更する旨の規定はできません。

②議決数の「4分の3」の定数は変更できますが、規約変更という重要事項を少数の会員の意思により決することのないよう、これを引き下げることには慎重であるべきと考えます。

③規約の変更については、地方自治法第260条の3第2項の規定により、市長の認可を受けなければその効力を生じません。

①解散事由は次のとおり

- ア 破産
- イ 認可の取消
- ウ 総会員の4分の3以上の同意による総会の決議
- エ 会員（構成員）の欠亡

②ア、イ及びエの事由による場合は、当然に解散することとなります。

③ウについては、総会の専権事項であり、議決数の趣旨についても規約変更の場合と同様です。

④なお、①の他に特別な解散事由を定めることもできます。

①議決数の「4分の3」の定数は変更できますが、合併という重要事項を少数の会員の意思により決することのないよう、これを引き下げることには慎重であるべきと考えます。

①地方自治法第260条の31第1項に基づき解散した認可地縁団体の財産は、規約で指定することが可能ですが、営利法人等を帰属権利者とすることは、地縁による団体の目的にかんがみ

<p style="text-align: center;">第8章 雑則</p> <p>(備付け帳簿及び書類)</p> <p>第40条 本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第41条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、〇〇が別に定める。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この規約は、〇年〇月〇日から施行する。</p> <p>2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。</p> <p>3 本会の設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から〇年〇月〇日までとする。</p>	<p>適当ではありません。したがって、地方公共団体や当該法人以外の認可地縁団体又は類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属させることが適当であると考えられます。</p> <p>②残余財産の帰属権利者を決定する総会の議決は、解散の決議と同様に総会員の「4分の3」以上の議決を経ることが望ましいと考えます。</p> <p>①規約施行上の細則等定めることについては、会長、又は役員等に委任する旨の総会の議決が必要です。</p> <p>細則としては、総会の議事運営規定、弔慰金支給規定、旅費規定等が考えられます。</p> <p>①認可後に認可年月日を記入します。なお、「和泉市長の認可の日から施行する。」と規定しても差し支えありません。</p> <p>①年度途中に設立認可を予定する場合は、この規定が必要です。</p> <p>①上記に同じ</p>
--	---